

やすらぎだより

12
月
号

陽気で緑にあふれた生活 それがやすらぎ園です

施設長コラムバックナンバーホームページ掲載しています。

コラム第150号

「 居住支援法人とは 」

施設長 植田 誠



それぞれの社会福祉法人が、地域の特性と各法人の個性を活かした社会貢献事業を幅広く展開しているのは自明のことだ。私どもやすらぎ会も例えば平成26年開始の‘住まいのモデル事業’が、その流れの一つだと言える。

これまで相談件数が48件、そのうち成約まで至ったのは4件。その実績に対する評価は一応に高いと自負はしているが、色々な声があるのも事実だ。‘餅は餅屋’で言うなら福祉が専門の社会福祉法人が、福祉ではない他の業界との連携が積極的ではなかった理由は、我々がこれまで受け身であったからだとも言える。しかし現在は違う。受け身ではなく自発的だ。件数への評価はマチマチだが、積極的な取組みに社会は評価をくれるのだろう。

これまで所管庁である厚労省しか頭になかったのが、最近は国交省とのやりとりが増えてきた。私のイメージは「厚労省は人のこと、財務省は銭のこと、国交省はハードなこと」と捉えていたが、決してそうではない様だ。国交省も人への支援にも携わることから、「居住支援法人」という新たな法人についての仕組みを主導的に考えてきた。

居住支援法人というのは、その名の通り居住支援を行う法人として都道府県が指定する新たな法人制度である。本年10月に改正された「住宅セーフティーネット法」（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）によって定められ、会社やNPO、財団や社団そして我々社福も対象となったが、3年が経過した私どものモデル事業業務はまさにこの制度とも合致する。

指定申請には何も問題がないようだが、事はそう簡単ではない。社会福祉法人としての家賃債務保証への考え方や国交省と地方自治体との温度差による事務の遅れ等、迫りくる期限があり悠長に構えてはいられない。

本制度を主管するのは国土交通省、イメージこそハードでお堅いが実は柔軟で融通の利く省庁であった、と今は期待するしかない。



社会福祉法人やすらぎ会 実施事業

- 特別養護老人ホーム やすらぎ園
- 在宅サービス事業所
- 在宅介護支援事業所
- 訪問介護事業
- 訪問入浴介護事業
- 短期入所生活介護事業
- 在宅介護支援センター
- 天理市東部地域包括支援センター
- ケアハウス やすらぎ
- 介護予防関連事業
- グループホーム むつみあい
- 低所得高齢者等住まい・生活支援事業